

共通事項

第1条（契約対象自家用電気工作物の概要）

1 契約対象自家用電気工作物の概要は、次のとおりとする。なお、各小中学校に設置されている太陽光発電設備については、負荷設備として点検を実施すること。

事業所名	所在地	需要設備		発電所		
		設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	定格容量 (kVA)	定格電圧 (V)	種 類
沼間小学校	逗子市沼間 1-7-18	300	6,600	10	200	太陽光
久木小学校	逗子市久木 2-1-1	275	6,600	10	200	太陽光
小坪小学校	逗子市小坪 3-6-1	200	6,600	10	200	太陽光
池子小学校	逗子市池子 3-9-1	225	6,600	10	200	太陽光
逗子中学校	逗子市池子 4-755	235	6,600	10	200	太陽光
久木中学校	逗子市久木 7-2-1	300	6,600	10	200	太陽光
沼間中学校	逗子市沼間 3-21-2	375	6,600	10	200	太陽光

第2条（委託業務の内容）

1 受注者が実施する保安全管理業務及びこれに伴い発注者が実施する業務は、次項及び第3項を除き次の各号によるものとする。

- (1) 発注者は、第1条の事業場について受注者の保安全管理業務を実施する者（以下、「保安業務担当者」という。）と面接等を行い、その者が委託契約書に明記された保安業務担当者本人であることを確認すること。
- (2) 受注者の保安業務担当者は、発注者の事業場における保安全管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその身分を示す証明書を提示し、自らが委託契約書に記された保安業務担当者であることを明らかにすること。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (3) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。
- (4) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合において、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (5) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の設置又は変更の工事について、発注者の通知を受けて、第3条に定めるところにより、工事期間中の点検を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に指示又は助言すること。
- (6) 受注者は、前条に掲げる自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験を行い、その結果を発注者に報告すること。また、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について発注者に指示又は助言すること。また、発注者は、その記録を確認し、保安規程に定める期間保存すること。
- (7) 受注者は、電気事故が発生し又は発生するおそれがある場合において、発注者もしくは電力会社等より通知を受けたときは、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行うこと。また、事故・故障の状況に応じて、受注者は臨時点検を行い、その原因が判明した場合には、同様の事故・故障の再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行うこと。なお、電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し、電気事

故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行うこと。

(8) 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うこと。

2 発注者は、前項の受注者に委託する保安管理業務のうち、次の(イ)～(ハ)のいずれかに該当する電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができる。これに関し、発注者は、受注者の監督の下に点検等を行い、受注者はその記録の確認を行うこと。また、受注者は発注者の求めに応じ助言を行うことができる。このほか、受注者は当該電気工作物の保安について、発注者に対し指示又は助言ができるものとする。

(イ) 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の

(a)～(e)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(a) 建築基準法の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

(b) 消防法の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(c) 労働安全衛生法の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(d) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

(e) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

(ロ) 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(a)～(e)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(a) 立入に危険を伴う場所

(b) 情報管理のため立入が制限される場所

(c) 衛生管理のため立入が制限される場所

(d) 機密管理のため立入が制限される場所

(e) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

(ハ) 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

3 使用機器及びそれに付随する配線器具等については、第1項によるほか、発注者が確認を行うものとする。

4 電気使用量の監視業務（デマンド監視業務）については、別途仕様書で定める。

第3条（点検の頻度及び点検項目）

1 第2条第1項に定める受注者が定期的に行う点検の頻度及び点検項目は、月次点検、年次点検及び臨時点検について下表に掲げる内容を基本とし、その詳細は、保安規程によるものとする。

(1) 月次点検 毎月1回

(2) 年次点検 毎年1回

(3) 臨時点検 必要の都度

【需要設備】

項目	月次点検	年次点検
対象設備等		
<引込設備> 区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験

	<測定項目> 電圧、負荷電流測定 B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定	
<受電設備> 断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等		
<受・配電盤>		
<接地工事> 接地線、保護管等		
<構造物> 受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等		
対象設備等	項目	月次点検 年次点検
<非常用予備発電装置> 原動機、発電機、始動装置等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定、保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器等の連動動作試験、自動始動・停止試験、運転中の発電電圧及び発電電圧周波数（回転数）の異常の有無
<蓄電池設備>	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 配線の取付け状態及び過熱の有無 <測定項目> 蓄電池電圧測定	左記の外観点検項目に加え、蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度測定
<負荷設備> 配線、配線器具、低圧機器等	<外観点検> 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	左記の外観点検項目に加え、絶縁抵抗測定、接地抵抗測定

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において点検を実施するもの。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するもの。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに点検を実施するもの。

- 第2条第1項に定める発注者の通知を受けて行う工事期間中の点検の頻度は、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施工されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状況について点検するものとし、その頻度は毎週1回とする。
- 受注者は、(1)の月次点検のほか、発注者に対し、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがないか、点検を行う。
- 低圧電路の絶縁状況の的確な監視が可能な装置を有する需要設備については、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報を（以下「漏えい警報」という。）連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合

をいう。以下同じ。)に受注者は、次の(1)及び(2)に掲げる処置を行う。

(1) 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。

(2) 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

- 5 年次点検において、変圧器、電力用コンデンサ、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルが、「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかを確認すること。

第4条（支払条件等）

- 1 受注者は、毎月業務完了後、発注者へ業務報告書を提出する。
- 2 発注者は、受注者からの業務報告書を確認後、委託料を受注者へ支払うものとする。なお、契約額と月々の支払額との間で端数が生じた場合は、業務完了時の支払い時で調整し受注者に支払うものとする。支払内訳については、別紙支払内訳書のとおりとする。

第5条（連絡責任者等）

- 1 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のために受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知すること。
- 2 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知すること。
- 3 発注者は、第1項及び前項による通知の内容変更が生じた場合は、受注者に変更の内容を通知すること。
- 4 発注者は、必要に応じて連絡責任者又はその代務者を、受注者の行う保安管理業務に立ち合わせることに。

第6条（発注者及び受注者の協力及び義務）

- 1 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるもの。
- 2 受注者は、保安管理業務を誠実に行う。

第7条（保安業務担当者の資格等）

- 1 受注者は、保安業務担当者は、電気事業法施行規則に適合する者をあてる。
- 2 保安業務担当者は、病気その他やむを得ない場合は、他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができる。
- 3 保安業務担当者及び保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。

第8条（記録の保存）

- 1 受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、発注者受注者双方において3年間保存するもの。

第9条（損害賠償）

- 1 受注者の故意又は過失により発注者に対して損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責任を負うこと。ただし、受注者の責に帰することのできない事由によるときは、この限りではない。

第10条（機密の保持）

- 1 受注者は、業務上知り得た発注者の機密を他に漏らさないものとする。

第11条（契約期間内の更改）

- 1 発注者及び受注者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約期間内でも契約を更改することができる。
 - (1) 設備容量が変更された場合
 - (2) 受電電圧が変更された場合
 - (3) 非常用予備発電装置の発電機定格出力、定格電圧又は原動機の種類が変更された場合
 - (4) 発電所の種類、発電電圧又は出力が変更された場合
 - (5) 配電線路の互長、電源供給器数又は配電線路電圧が変更された場合
 - (6) 発注者が保安規程を変更する場合
 - (7) 受注者が保安業務手数料等を変更する場合

第12条（契約の解除等）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、相互に契約を解除することができる。
 - (1) 発注者又は受注者のいずれかが、本契約に基づく義務に違反した場合
 - (2) 発注者が委託料の支払いを遅滞した場合
- 2 前項のほか、発注者受注者いずれかの都合により契約を解除しようとする場合は、1箇月前までにその旨を文書により通知し、発注者受注者相互が合意した上で解除できる。
- 3 契約書第1条に掲げる自家用電気工作物が、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約は効力を失う。
 - (1) 廃止された場合
 - (2) 保安管理業務外部委託承認申請の承認を取り消された場合
 - (3) 一般用電気工作物となった場合
 - (4) 受電電圧が7,000ボルトを超えた場合
 - (5) 水力、火力、太陽電池及び風力発電所の出力が2,000キロワットを超えた場合
 - (6) (5)以外の発電所にあつては出力が1,000キロワットを超えた場合
 - (7) 構外にわたる配電線路の電圧が600ボルトを超えた場合

第13条（契約期間）

- 1 この契約の期間は、令和8年7月1日から令和9年3月31日までとする。

第14条（契約事項等の解釈）

- 1 契約事項の解釈について疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、発注者と受注者は誠意をもって協議する。

1 業務の目的

逗子市立小・中学校の節電行動計画に基づく電気使用量削減のため、電気使用量の監視業務を委託するもの。

2 履行場所、機器（デマンド監視装置）設置場所及び機器設置台数

履行場所名称	履行場所位置	機器設置場所	機器設置台数
逗子市立沼間小学校	逗子市沼間1丁目7番18号	職員室	1台
逗子市立久木小学校	逗子市久木2丁目1番1号	職員室	1台
逗子市立小坪小学校	逗子市小坪3丁目6番1号	職員室	1台
逗子市立池子小学校	逗子市池子3丁目9番1号	職員室	1台
逗子市立逗子中学校	逗子市池子4丁目755番地	職員室	1台
逗子市立久木中学校	逗子市久木7丁目2番1号	職員室	1台
逗子市立沼間中学校	逗子市沼間3丁目21番2号	職員室	1台

※機器の設置に際しては、既存の回線（パルス信号にてキュービクル・職員室間）を使用する。
 なお、無線LANによるキュービクル・職員室間の信号送受信及びASPサービス等は、不可とする。

3 業務の内容

- (1) 受注者は、受注者が設置するデマンド監視装置の運用に関する省エネルギーの助言及び指導を発注者に対して適宜行うものとする。
- (2) 受注者は、目標デマンド値を予め発注者と協議し、設定するものとする。
- (3) 受注者は、デマンド監視装置から警報を発した場合に遮断可能な負荷設備を予め発注者と協議し、設定するものとする。
- (4) 前項の負荷設備を発注者が遮断する場合等に不具合等が生じたときは、受注者は、直ちにデマンド監視装置の状態を確認し、復旧等の措置を図るものとする。
- (5) 受注者は、発注者が目標デマンド値の変更をする必要があるときは、直ちにデマンド値の設定を変更するよう、機器を調整するものとする。
- (6) 受注者は、パルス用電力量計から得られたサービスパルスによりデマンド時限（30分）終了時の予測電力を算出し、予測電力が設定電力の90%を超えた時に注意警報、100%を超えた時に警戒警報と判断してランプの表示と共に該当する搬送波を出力し、アラーム音（警報音）により発報する機器を設置してデマンド監視業務を実施するものとする。
- (7) 受注者は、設置するデマンド監視装置により、時間別、日別のデマンド電力の閲覧ができるよう、設定すること。
- (8) 受注者は、月1回の点検時に、デマンド監視装置の異常の有無、設定電力その他必要な事項を確認し、その結果及び月間の日別使用量（デマンド電力、電力使用量等）をまとめて翌月早期に発注者へ報告すること。

4 その他

- (1) 設置するデマンド監視装置は、停電時には自動で復旧するものとする。
- (2) 委託期間終了後、設置したデマンド監視装置の撤去は受注者の負担で行うものとする。
- (3) 関係法令に基づき資格を必要とする作業は、それぞれの資格を有する者が当たらなければならない。

(別紙)

暴力団等排除に係る特記仕様書

(暴力団等排除に係る契約の解除)

第1条 発注者は、神奈川県警察本部からの通知等に基づき、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合にあっては、その者が逗子市暴力団排除条例(平成23年逗子市条例第15号。以下「条例」という。)第2条第3号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき又は受注者が法人等(法人又は団体をいう。)である場合にあっては、当該法人等が条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下「県条例」という。)第23条第1項に違反したと認められたとき。
- (3) 受注者が、県条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
- (4) 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

2 前項の規定により、発注者が契約を解除した場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第2条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに管轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、しゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、速やかに管轄の警察署に通報しなければならない。
- 4 受注者は、不当介入による被害によりしゅん工期限*に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者としゅん工期限*に関する協議を行わなければならない。

*工事請負契約の場合は「しゅん工期限」、業務委託契約の場合は「履行期限」、物件供給契約の場合は「納入期限」、長期継続契約又は賃貸借契約の場合は「賃貸借期間開始時」と読み替えます。

[別 添]

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）、逗子市情報セキュリティ基本方針その他関係法令等に基づき、次の事項を遵守して行うものとする。

（基本的事項）

第1条 受注者は、この業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵すことのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密等の保持）

第2条 受注者は、この業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他に漏らしてはならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（責任体制の整備）

第3条 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

（責任者等の報告）

第4条 受注者は、この業務に従事する者を明確にするため、個人情報の取扱いの責任者及び業務に従事する者（以下「従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

（作業場所の特定）

第5条 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により発注者に報告しなければならない。これらを変更する場合も同様とする。

2 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は、責任者及び従事者に対して、受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

（再委託の禁止等）

第6条 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自らが行き、第三者（受注者に子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）がある場合にあっては、当該子会社を含む。以下同じ。）にその処理を委託してはならない。

2 受注者は、この業務の一部について再委託（再委託の相手方が行う再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。

3 受注者は、前項の承諾を得て第三者に再委託する場合は、この契約により受注者が負う義務を再委託先に対しても遵守させなければならない。

4 受注者は、第三者に再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、発注者の求めに応じ、その状況等を発注者に報告しなければならない。

（派遣労働者利用時の措置）

第7条 受注者は、この業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うも

のとする。

(保有の制限等)

第8条 受注者は、この業務を処理するために個人情報保有する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最小限のものとし、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(安全管理措置)

第9条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい、き損、滅失、紛失、盗難その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）が起こらないよう、当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなくこの契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第11条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(持出しの禁止)

第12条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報を、発注者の指示又は承諾を得ることなく作業場所から持ち出してはならない。

(罰則の周知及び従事者の監督)

第13条 受注者は、この業務の従事者に対し、個人情報保護法の義務及び罰則が適用されることについて周知するとともに、個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(教育及び研修の実施)

第14条 受注者は、個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、この業務の従事者に対し、本特記仕様書において従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第15条 受注者は、この業務を処理するため使用した個人情報について、使用する必要がなくなった場合は、速やかに、かつ、確実に返還又は廃棄しなければならない。

(事故発生時の対応)

第16条 受注者は、この業務を処理するために取り扱う個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

2 受注者は、前項の漏えい等の事故が発生した場合には、被害拡大の防止、復旧、再発防止等のために必要な措置を迅速かつ適切に実施しなければならない。

3 受注者は、発注者と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策を公表するものとする。

(調査監督等)

第17条 発注者は、受注者における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は受注者

に対して必要な報告を求めるなど、受注者の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 受注者は、前項における報告について、発注者が求める場合には定期的に報告をしなければならない。

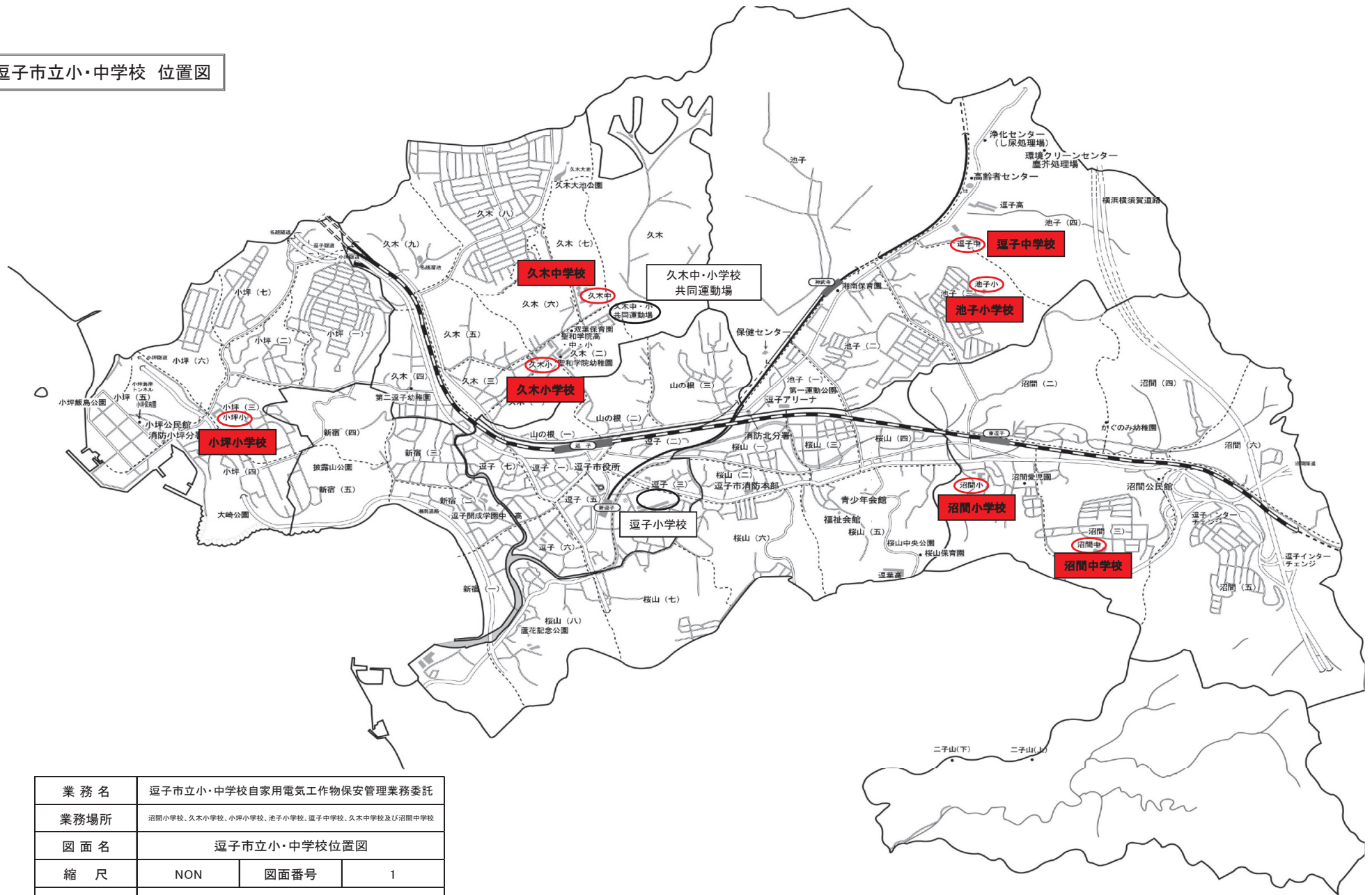
(指示)

第18条 発注者は、受注者がこの業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができるものとし、受注者はその指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第19条 発注者は、受注者が本特記仕様書の内容に反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

逗子市立小・中学校 位置図



業務名	逗子市立小・中学校自家用電気工作物保安管理業務委託		
業務場所	沼間小学校、久木小学校、小坪小学校、池子小学校、逗子中学校、久木中学校及び沼間中学校		
図面名	逗子市立小・中学校位置図		
縮尺	NON	図面番号	1
発注者	逗子市教育委員会 教育総務課		